

第五次北本市総合振興計画基本構想（案）

1 目的と期間

第五次北本市総合振興計画基本構想は、北本市自治基本条例の規定に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するために、まちづくりの方向性を明らかにする指針として定めるものです。

基本構想の期間は、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間とします。

2 基本理念と将来都市像

(1) 基本理念

北本市自治基本条例では、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」ことをめざしています。その趣旨を踏まえ、北本市のまちづくりを行う上での基本的な考え方として、次のとおり、まちづくりの基本理念を定めます。

「市民が主役のまちづくり」

(2) 将来都市像

北本市がめざすまちの姿として、次のとおり、将来都市像を定めます。

「緑にかこまれた健康な文化都市
～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」

3 将来人口

(1) 将来人口の想定

本市では、平成17年をピークに人口減少傾向に転じています。出生率が伸び悩み、社会減が続いている近年の状況を考慮すると、今後も減少傾向が続くことが予想されます。直近の人口移動状況を反映した将来推計をもとに、基本構想の最終年度である平成37年度末の人口を63,000人と想定します。

(2) 人口の変化を捉えたまちづくり

人口減少とともに少子高齢化も進行しており、高齢者の増加と生産年齢人口及び年少人口の減少が続くことが想定されます。そのため、総人口の減少だけでなく、年齢構成の変化を見据えて、行政サービスや財政運営の見直しを進める必要があります。また、昭和40年代から50年代までの人

口増加期に集中的な人口流入があった地区では高齢化が急速に進んでいるため、地域ごとの実態を踏まえてこれからのまちづくりに取り組む必要があります。

4 土地利用構想

(1) 土地利用の基本的な考え方

ア 自然環境と生活環境の調和

自然的、歴史的、社会的特性を踏まえ、自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進します。

イ 誰もがいつまでも暮らしやすいまちづくり

日常生活の利便性や快適性を向上させるとともに、環境や人にやさしいまちづくり、世代を問わず誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるため、都市機能の効率化を推進します。

ウ 道路整備効果の活用

首都圏中央連絡自動車道や上尾バイパス等の整備効果を有効に活用するため、新たな土地利用を推進します。

エ 都市軸を中心としたまちづくり

環境保全・交流ゾーンから行政・文化拠点及び北本駅を経て健康・スポーツ拠点までを結ぶ「東西軸」と、中山道や北本中央緑地によって形成される「南北軸」の二つをにぎわい・交流の中心となる都市軸として位置付け、活力を創出します。

(2) 区分別の土地利用の方向性

ア 住宅エリア

快適でゆとりある住環境の形成を推進します。

イ 農地エリア

優良農地の保全や観光農業等の推進を図り、適正な土地利用に努めます。

ウ 工業エリア・工業ゾーン

既存の工業地を維持するとともに、交通利便性の向上を見込み、工業導入促進のための条件整備を進めます。

エ 商業・業務ゾーン

北本駅周辺地域について、環境や都市景観に配慮しながら、都市空間の有効活用などにぎわいづくりを促進します。また、南部地域の商業施設が集中している区域について、より効果的ににぎわいが高められるよう条件整備を進めます。

オ 環境保全・交流ゾーン

北本自然観察公園、高尾さくら公園、荒川等の豊かな自然環境や歴史的

資産等を活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。

カ 複合的開発ゾーン

交通利便性の向上を見込み、研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設の誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。

キ 沿道サービスゾーン

国道17号及び南大通線については、沿道サービス施設の誘導を図ります。また、事業化された上尾バイパスについては、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設の誘導を図ります。

ク 土地利用誘導ゾーン

市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を誘導します。

ケ 公園・緑地

景観、健康づくり、レクリエーション、防災、市民交流等多面的な利用の場としての環境整備を推進します。

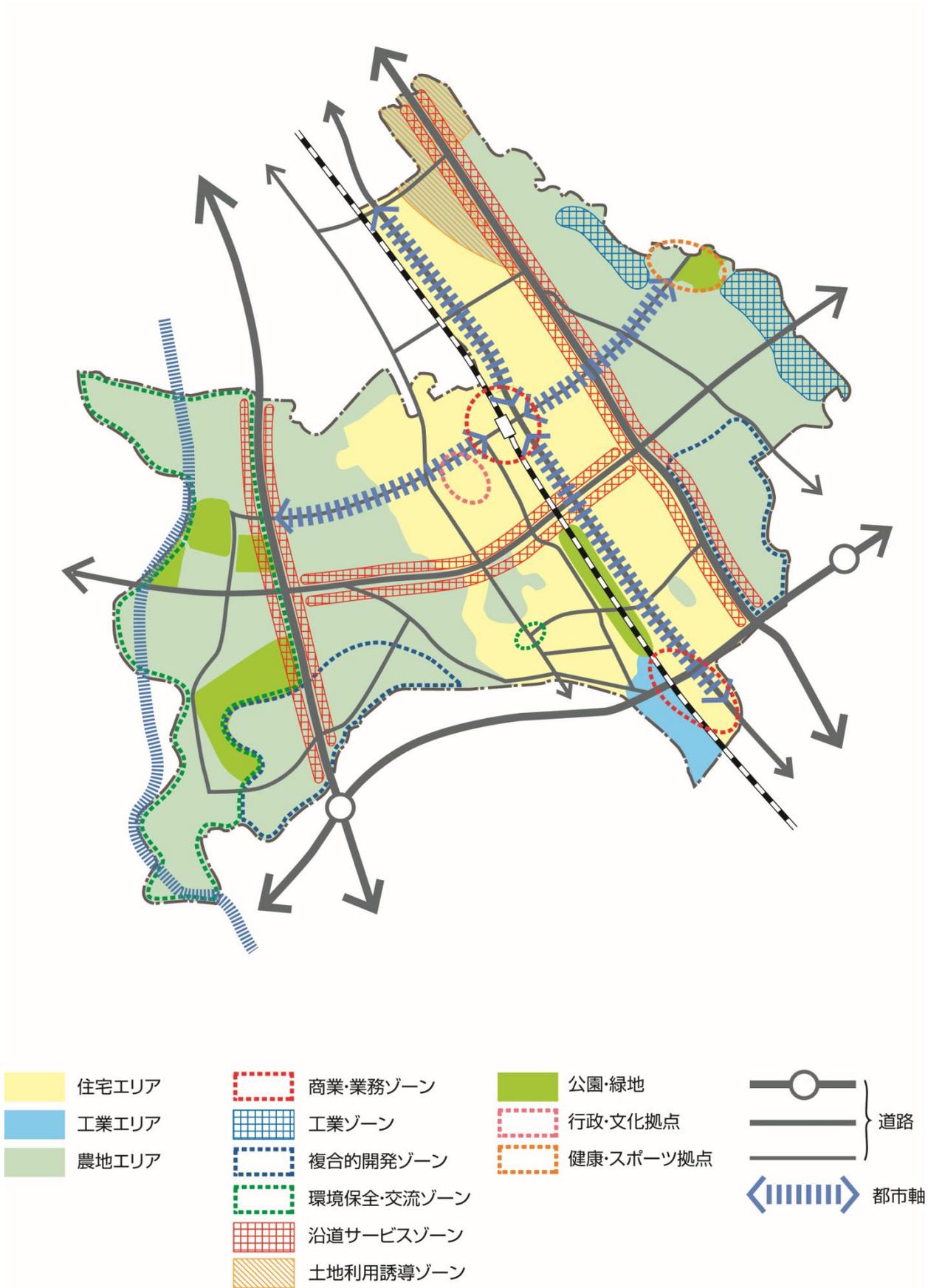
コ 行政・文化拠点

市役所、児童館及び文化センターについて、市民の交流や防災の拠点とします。

サ 健康・スポーツ拠点

体育センター及び北本総合公園について、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点とします。

(3) 土地利用構想図



5 政策の大綱

(1) 政策1 子どもの成長を支えるまち

ア 基本方針

子どもの健やかな成長は、明るい未来につながります。子育てする人を支援するとともに、子どもたちが地域の中でのびのびと育つ環境を整えることにより、子どもたちの大きな成長を支えるまちをめざします。

イ 施策

- 1-1 子育て支援の充実
- 1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実
- 1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取組
- 1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進
- 1-5 学校教育の充実

(2) 政策2 健康でいきいきと暮らせるまち

ア 基本方針

健康づくりや生きがいづくりの施策を推進するとともに、暮らしの安心を支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、誰もがいきいきと暮らせるまちをめざします。

イ 施策

- 2-1 地域福祉の推進
- 2-2 保健・医療の充実
- 2-3 高齢者福祉の充実
- 2-4 障がい者福祉の充実
- 2-5 社会保障制度の適正な運営
- 2-6 生涯学習の推進
- 2-7 スポーツ活動の推進

(3) 政策3 みんなが参加し育てるまち

ア 基本方針

市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、市民みんなでまちを育てていくことをめざします。

イ 施策

- 3-1 市民参画と協働の充実
- 3-2 暮らしを支える地域活動の支援
- 3-3 平和と人権の尊重

(4) 政策4 快適で安心・安全なまち

ア 基本方針

美しい自然を守りながら、住環境や都市基盤の整備・維持管理を推進するとともに、防犯・防災の取組を充実させ、快適で安心・安全に暮らせるまちをめざします。

イ 施策

- 4-1 豊かな住環境の整備
- 4-2 バランスのある土地利用の推進
- 4-3 環境にやさしいまちづくり
- 4-4 道路、上・下水道、河川の整備
- 4-5 防犯・交通・消費者対策の強化
- 4-6 消防・防災の充実

(5) 政策5 活力あふれるまち

ア 基本方針

各種産業の振興を総合的に推進するとともに、さまざまな地域資源を活用し、活力あるまちをめざします。

イ 施策

- 5-1 農業・商業・工業の振興
- 5-2 文化財の活用・保護
- 5-3 就労対策の充実

(6) 政策6 健全で開かれたまち

ア 基本方針

市政の透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政の実現をめざすとともに、適正に事務を執行し、限られた資源を有効に活用する効率的な行財政運営を推進します。

イ 施策

- 6-1 市民との情報共有
- 6-2 適正な事務の執行
- 6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進